

政令 第二百九十三号

平成二十三年原子力事故による被害に係る緊急措置に関する法律の施行期日を定める政令

内閣は、平成二十三年原子力事故による被害に係る緊急措置に関する法律（平成二十三年法律第九十一号）附則第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

平成二十三年原子力事故による被害に係る緊急措置に関する法律の施行期日は、平成二十三年九月十八日とする。